

○厚生労働省告示第六十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二十条第九号ただし書並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に
関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月五日

厚生労働大臣 上野賢一郎

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第一条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生

労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品</p> <p>使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に記載されている医薬品（<u>令和九年四月一日以降</u>においては別表第1に記載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セツコウ、<u>別表第2</u>に記載されている医薬品、治療の一環として用いられるワクチン（<u>別表第3</u>に記載されている医薬品に限る。）及び感染症による危機への対応として特に重要な医薬品（<u>別表第4</u>に記載されている医薬品に限る。）</p>	<p>第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品</p> <p>使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に記載されている医薬品（<u>令和七年十月一日以降</u>においては別表第1に記載されている医薬品を、<u>令和八年四月一日以降</u>においては別表第2に記載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セツコウ及び<u>別表第3</u>に記載されている医薬品（<u>令和八年四月一日以降</u>においては別表第4に記載されている医薬品を除く。）</p>

別表第1から別表第4までを次のように改める。



別表第1

品名	第1部内用薬	規格単位						
(あ)	アクロロイシンVカプセル 50mg アクロロイシンVカプセル 250mg アセトアミノフェン 20%細粒 アナストロゾール錠 1mg「N P」 アナルエックト配合錠 1番「ニゾロ」 アムハロ配合OD錠「トロー」 アムホテリシンB 100mg 1mLシロップ アムロジピンOD錠 10mg「サン」 アムロジピン錠 10mg「タカタ」 アムロジン錠 10mg アモキサソナゾール 10mg アモキサソナゾール 25mg アモキサソナゾール 50mg アモキサソナゾール 10% アモバン錠 7.5 アモバン錠 10 アリセプト内服ゼリー 3mg アリセプト内服ゼリー 5mg アリセプト内服ゼリー 10mg アリピプラゾール錠 24mg「アメル」 アリピプラゾール内用液分包装 3mg「ニゾロ」 アリピプラゾール内用液分包装 6mg「ニゾロ」 アリピプラゾール内用液分包装 12mg「ニゾロ」 アリピプラゾール内用液 3mg分包装「タカタ」 アリピプラゾール内用液 6mg分包装「タカタ」 アリピプラゾール内用液 12mg分包装「タカタ」 アルミニウムニツバスカルシウム顆粒 99% (い) イソソルビド内用液 70%分包装 40mL「CEO」 イソチニジン錠 100mg「ヤクルト」	50mg1カプセル 250mg1カプセル 20%1g 1mg1錠 1錠 1錠 100mg1mL 10mg1錠 10mg1錠 10mg1錠 25mg1カプセル 50mg1カプセル 10%1g 7.5mg1錠 10mg1錠 3mg1個 5mg1個 10mg1個 24mg1錠 0.1%3mL1包 0.1%6mL1包 0.1%12mL1包 0.1%3mL1包 0.1%6mL1包 0.1%12mL1包 0.1%6mL1包 0.1%12mL1包 1g 70%40mL1包 100mg1錠	イソチニジン錠 200mg「ヤクルト」 イルベサルタンOD錠 50mg「トロー」 イルベサルタンOD錠 100mg「トロー」 イルベサルタンOD錠 200mg「トロー」 イルベサルタン錠 200mg「ニゾロ」 (え) エスエーワン配合カプセルT 20 エストラサイトカプセル 156.7mg エバルレスタット錠 50mg「N P」 エバルレスタット錠 50mg「杏林」 エビナスチン塩酸塩錠 20mg「S N」 エミレーヌ錠 3mg エミレーヌ錠 10mg エメダスチンアール酸塩徐放カプセル 1mg「トロー」 エメダスチンアール酸塩徐放カプセル 2mg「トロー」 エルサマックト配合錠 エルトリプタニジン錠 20mg「日医工」 塩化カリウム「フソニー」 塩酸バンコマイシン散 0.5g (O K) (お) オキサトミド錠 30mg「クエミン」 オーカル錠 100mg オランザピン細粒 1%「日医工」 (か) ガスコン散 10% ガスモチン散 1% ガブトリル細粒 5% カベジタピン錠 300mg「ヤクルト」 カリエード散 カリマートトプラインシロップ 92.59% カルゲート細粒 5% カルゲート錠 5% カルチクリンカプセル 25 カルベジロール錠 20mg「V T R S」	200mg1錠 50mg1錠 100mg1錠 200mg1錠 200mg1錠 20mg1錠 20mg1錠 156.7mg1カプセル 50mg1錠 50mg1錠 20mg1錠 3mg1錠 10mg1錠 1mg1カプセル 2mg1カプセル 1錠 20mg1錠 10g 500mg1瓶 30mg1錠 100mg1錠 1%1g 10%1g 1%1g 5%1g 300mg1錠 1g 92.59%1g 5%1g 5%1g 25単位1カプセル 20mg1錠	(き) キゾレスOD錠 10mg (く) クエチアピン錠 100mg「J G」 クエチアピン錠 200mg「J G」 グリクラジド 20mg錠 グリクラジド 40mg錠 グルコンサンK錠 2.5mEq グルコンサンK錠 5mEq クロピドグレル錠 75mg「三和」 (さ) サルボゾレラート塩酸塩錠 100mg「N P」 サルボゾレラート塩酸塩錠 100mg「サント」 酸化マグネシウム細粒 83% (ハチ) (し) シロスタゾール内服ゼリー 50mg「EE」 シロスチゾール内服ゼリー 100mg「EE」 シングレアOD錠 10mg シングレア細粒 4mg シンバスタチン錠 20mg「V T R S」 (ず) ズートリプタニジン錠 50mg「トロー」 ズルモンチール散 10% ズルモンチール錠 10mg ズルモンチール錠 25mg (せ) 精製水「N i k P」 セテイナー錠 20mg セフカペンジボキシル塩酸塩細粒小児用 10%「T W」 セフカペンジボキシル塩酸塩小児用細粒 10%「S W」 セフカペンジボキシル塩酸塩錠 75mg「S W」 セフカペンジボキシル塩酸塩錠 75mg「T W」 セフカペンジボキシル塩酸塩錠 100mg「S W」 セフカペンジボキシル塩酸塩錠 100mg「T W」	10mg1錠 100mg1錠 200mg1錠 20mg1錠 40mg1錠 5mEq1錠 5mEq1錠 75mg1錠 100mg1錠 100mg1錠 100mg1錠 83%1g 50mg1包 100mg1包 10mg1錠 4mg1包 20mg1錠 50mg1錠 10%1g 10mg1錠 25mg1錠 10mL 20mg1錠 100mg1g 100mg1g 75mg1錠 75mg1錠 100mg1錠 100mg1錠		

ペルジピン散 10%	10%1g	ⓐ	リセトロン酸 Na錠 2.5mg 「N P」	2.5mg1錠	アセトキープ3G注	500ml1瓶
(ほ)		ⓑ	リセトロン酸 Na錠 2.5mg 「F」	2.5mg1錠	アセトキープ3G注	200ml1袋
ポリヌチルスルホン酸Ca散 96.7%分包 5.17g (ハチ)	96.7%1g	Ⓒ	リセトロン酸 Na錠 17.5mg 「N P」	17.5mg1錠	アトステロールーI 131注射液	500ml1袋
ホリナー卜錠 25mg 「NK」	25mg1錠	Ⓓ	リセトロン酸 Na錠 17.5mg 「F」	17.5mg1錠	アルタツ卜静注用 75mg	1MBq 75mg1瓶
(ま)		Ⓔ	リーバクト配合経口ゼリー	20g 1個	(い)	
ワルファリン懸濁用配合顆粒	1g	ⓓ	リーバクト配合錠5	5mg1錠	インフリキシマアズB S点滴静注用 100mg 「あゆみ」	100mg1瓶
ワーレツシ懸濁用配合DS	1g	ⓔ	リーバクト配合錠10	10mg1錠	インフリキシマアズB S点滴静注用 100mg 「日医工」	100mg1瓶
(み)		Ⓕ	リーバクト配合錠20	20mg1錠	(え)	
ミダリトールOD錠 75mg 「トロー」	75mg1錠	ⓕ	ルアラック錠 4mg	4mg1錠	エスロンB注	500ml1瓶
ミルナジフラン塩酸塩錠 25mg 「NP」	25mg1錠	ⓖ	ルアラック錠 8mg	8mg1錠	エスロンB注	200ml1袋
ミルマゾ内用懸濁液 7.2%	7.2%10ml	ⓗ	(わ)		エスロンB注	500ml1袋
(め)		ⓙ	レニベース錠 2.5	2.5mg1錠	エダラボン点滴静注 30mg/バッグ 「アイロム」	30mg100ml1キット
メキシリチン塩酸塩カプセル 50mg 「トロー」	50mg1カプセル	ⓚ	レニベース錠 5	5mg1錠	(お)	
メキシリチン塩酸塩カプセル 100mg 「トロー」	100mg1カプセル	ⓛ	レニベース錠 10	10mg1錠	オキサリプラチン点滴静注液 50mg/10ml 「ホスビューラ」	50mg10ml1瓶
メネシツ卜配合錠 100	1錠	ⓜ	レボフロキサシン錠 250mg 「Z E」	250mg1錠 (レボフロキサシンとして)	オキサリプラチン点滴静注液 100mg/20ml 「ホスビューラ」	100mg20ml1瓶
メネシツ卜配合錠 250	1錠	ⓝ	レミカットカプセル 1mg	1mg1カプセル	オキサリプラチン点滴静注液 200mg/40ml 「ホスビューラ」	200mg40ml1瓶
メバレクタ錠 10mg	10mg1錠	ⓞ	レミカットカプセル 2mg	2mg1カプセル	オキサリプラチン点滴静注液 200mg/40ml 「ホスビューラ」	200mg40ml1瓶
メロキシカム錠 10mg 「NP」	10mg1錠	ⓟ	レミニール錠 4mg	4mg1錠	オキサリプラチン点滴静注液 200mg/40ml 「ホスビューラ」	200mg40ml1瓶
(も)		ⓠ	レミニール錠 8mg	8mg1錠	オキサリプラチン点滴静注液 200mg/40ml 「ホスビューラ」	200mg40ml1瓶
モーバー錠 100mg	100mg1錠	ⓡ	レミニール錠 12mg	12mg1錠	オキサリプラチン点滴静注液 200mg/40ml 「ホスビューラ」	200mg40ml1瓶
モンテルカスト卜細粒 4mg 「JG」	4mg1包	ⓢ	レミニール内用液 4mg/ml	0.4%1ml	オキサリプラチン点滴静注 20mg 「I P」	20mg1ml1管
モンテルカストチュアフル錠 5mg 「三和」	5mg1錠	ⓣ	(ろ)		オキサリプラチン点滴静注 40mg 「I P」	40mg2ml1管
(ろ)		ⓤ	ローコール錠 10mg	10mg1錠	オキサリプラチン点滴静注 80mg 「I P」	80mg4ml1管
ラコールNF配合経腸用半固形剤	10g	ⓥ	ローコール錠 20mg	20mg1錠	オキサリプラチン点滴静注 80mg/100mlバッグ 「I P」	80mg100ml1袋
ラジス錠 150mg	150mg1錠	ⓦ	ローコール錠 30mg	30mg1錠	オキサリプラチン点滴静注 20mg 「NP」	20mg1瓶
ラベタロール塩酸塩錠 50mg 「トロー」	50mg1錠	ⓧ	ロサルタンカリウム錠 50mg 「Z E」	50mg1錠	オキサリプラチン点滴静注 20mg 「NP」	20mg1瓶
ラベタロール塩酸塩錠 100mg 「トロー」	100mg1錠	ⓨ	ロサルヒド配合錠HD 「VTR S」	1錠	オキサリプラチン点滴静注 80mg/バッグ 「テルモ」	80mg200ml1袋
ランドセン細粒 0.1%	0.1%1g	ⓩ	ロサルヒド配合錠LD 「ニプロ」	1錠	オキサリプラチン点滴静注 80mg/100mlバッグ 「I P」	80mg100ml1袋
ランドセン細粒 0.5%	0.5%1g	⓪	ロスアルヒド配合錠LD 「VTR S」	1錠	オキサリプラチン点滴静注 20mg 「NP」	20mg1瓶
(り)		⓫	ロスバスタチンOD錠 10mg 「トロー」	10mg1錠	カシクロール静注	20ml1管
リスベリドン細粒 1% 「NP」	1%1g	⓬	ロスバスタチン錠 10mg 「トロー」	10mg1錠	カルボアラチン点滴静注液 50mg 「NK」	50mg5ml1瓶
リスベリドン細粒 1% 「ヨシトミ」	1%1g	⓭	製品名	規格単位	カルボアラチン点滴静注液 150mg 「NK」	150mg15ml1瓶
リスベリドン錠 3mg 「NP」	3mg1錠		(あ)			
リスベリドン錠 3mg 「ヨシトミ」	3mg1錠		アシクロビル点滴静注液 250mg/バッグ 100ml 「アイロム」	250mg100ml1袋		
リスベリドン内用液 1mg/ml 「ヨシトミ」	0.1%1ml					

㊦	カルボアラチン点滴静注液 450 mg 「NK」	450mg45ml1瓶						
	(ク)							
	グラニセトロン塩酸塩 1 mg 50 mL キット	1mg50mL1袋						
	グラニセトロン塩酸塩 3 mg 100 mL キット	3mg100mL1袋						
	グラニセトロン静注液 1 mg 「アイ ロム」	1mg1mL1管						
	グラニセトロン静注液 1 mg 「F」	1mg1mL1管						
	グラニセトロン静注液 3 mg 「アイ ロム」	3mg3mL1管						
	グラニセトロン静注液 3 mg 「F」	3mg3mL1管						
	グリセオール注	500mL1袋						
	クリンダマイシンリン酸エステル 300 mg注射液	300mg1管						
	クリンダマイシンリン酸エステル 600 mg注射液	600mg1管						
	ゲルカゴン G ノボ注射用 1 mg	1mg1瓶 (溶解液付)						
	(ク)							
	KCL補正液キット 20 mEq	0.4モル50mL1キット						
	ゲムシタピ点滴静注用 200 mg 「ヤクルト」	200mg1瓶						
	ゲムシタピ点滴静注用 1 g 「ヤ クルト」	1 g1瓶						
	ゲンタマイシン硫酸塩 10 mg注射 液	10mg1管						
	ゲンタマイシン硫酸塩 40 mg注射 液	40mg1管						
	ゲンタマイシン硫酸塩 60 mg注射 液	60mg1管						
	(ル)							
	シチコリン注 100 mg / 2 mL 「N P」	5% 2mL1管						
	10%塩化ナトリウム注射液	10% 20mL1管						
	(セ)							
	生理食塩液 20 mLキット	20mL1筒						
	ゼオマイン筋注用 50 単位	50単位1瓶						
	ゼオマイン筋注用 100 単位	100単位1瓶						
	ゼオマイン筋注用 200 単位	200単位1瓶						
	(ソ)							
	ソリユーゲンG注	500mL1瓶						
	ソリユーゲンG注	200mL1袋						
	ソリユーゲンG注	300mL1袋						
	ソリユーゲンG注	500mL1袋						
	ゾレドロン酸点滴静注 4 mg / 5 mL 「F」	4mg5mL1瓶						
	ゾレドロン酸点滴静注 4 mg / 100 mLバッグ 「KCC」	4mg100mL1袋						
	(タ)							
	炭酸水素ナトリウム静注 7% 「N P」	7% 20mL1管						
	(チ)							
	注射用 GHRP 科研 100	100μg1瓶 (溶解液付)						
	(ツ)							
	ツインパール輸液	500mL1キット						
	ツインパール輸液	1L1キット						
	(テ)							
	テボスタット筋注 200 mg	10% 2mL1管						
	(ト)							
	トキソルピジン塩酸塩注射液	10mg5mL1瓶						
	10 mg 「サン」							
	トキシソルピジン塩酸塩注射液	50mg25mL1瓶						
	50 mg 「サン」							
	トセタキセル点滴静注液 20 mg / 2 mL 「ホスビニラ」	20mg2mL1瓶						
	トセタキセル点滴静注液 80 mg / 8 mL 「ホスビニラ」	80mg8mL1瓶						
	トセタキセル点滴静注液 120 mg / 12 mL 「ホスビニラ」	120mg12mL1瓶						
	トバミン塩酸塩 0.1% 200 mLキッ ト	0.1% 200mL1袋						
	トバミン塩酸塩 0.3% 200 mLキッ ト	0.3% 200mL1袋						
	トバミン塩酸塩 100 mg 5 mL注射液	100mg5mL1管						
	トブタミン点滴静注液 100 mg 「F」	100mg1管						
	トブタミン点滴静注 100 mg 「アイ ロム」	100mg1管						
	トラネキサム酸注 1 g 「NP」	10% 10mL1管						
	トリフラー ト輸液	1L1袋						
	(ニ)							
	ニコリン注射液 100 mg	5% 2mL1管						
	ニコリン注射液 250 mg	12.5% 2mL1管						
	ニコリン注射液 500 mg	5% 10mL1管						
	(ノ)							
	ノバミン筋注 5 mg (ハ)	0.5% 1mL1管						
	ハイカムチン注射用 1.1 mg	1.1mg1瓶						
	バイクロット配合静注用							
	(第Ⅶa因子1.5mg第Ⅸ 因子15mg)1瓶 (溶解液 付)							
	バクテオナーゼ静注用 0.5 g	(500mg) 1瓶						
	バクテオナーゼ静注用 1 g	(1 g) 1瓶						
	バクテリタキセル注射液 30 mg 「N P」	30mg5mL1瓶						
	バクテリタキセル注射液 100 mg 「N P」	100mg16.7mL1瓶						
	ハーゼプチン注射用 60	60mg1瓶						
	ハルトマン液 「コバヤシ」	500mL1瓶						
	ハルトマン液 「コバヤシ」	500mL1袋						
	ハルトマン輸液 pH 8 「NP」	1L1袋						
	ハルセーフ輸液	500mL1キット						
	バンテチン注 200 mg 「KCC」	200mg1管						
	バンテノール注 100 mg 「KCC」	100mg1管						
	バンテノール注 250 mg 「KCC」	250mg1管						
	バンテノール注 500 mg 「KCC」	500mg1管						
	(ヒ)							
	ヒアルロン酸 Na 関節注 25 mgシ リンジ 「トエラ」	1% 2.5mL1筒						
	ビクトーサ皮下注 18 mg	18mg3mL1キット						
	(ホ)							
	プロゲテボ一筋注 125 mg	125mg1管						
	プロクソールL注 1 mg	0.02% 5mL1管						
	プロチレリン酒石酸塩注射液 0.5 mg 「サライ」	0.5mg1管						
	プロチレリン酒石酸塩注射液 2 mg 「サライ」	2mg1mL1管						
	(ヘ)							
	ペラニテボ一筋注 10 mg	10mg1管						
	(ほ)							
	ボリエチレングリコール処理人免 疫グロブリン 5 g 100 mL注射液	5 g 100mL1瓶						
	(ま)							
	マラセプト注シリンジ 40 mL	40mL1筒						
	(み)							
	ミキシッド日輸液	900mL1キット						
	ミキシッドL輸液	900mL1キット						
	(め)							
	メコパミラミン注 500 μgシリンジ 「NP」	500μg1mL1筒						
	(り)							
	リゾピスト注	44.6mg1.6mL1瓶						

㊦	リトドリン塩酸塩点滴静注液 50mg「FJ」	1%5ml1管
	リネゾリド点滴静注液 600mg「KC CCJ」	600mg300ml1袋
(ろ)	ルネスアボール注	1ml1管
(わ)	レボフロキサシン点滴静注バッグ 500mg「KCCJ」	500mg100ml1キット
	レボホリチート点滴静注用 25mg 「HKJ」	25mg1瓶
	レボホリチート点滴静注用 100mg 「HKJ」	100mg1瓶
(わ)	YDソリター-T1号輸液	200ml1袋
	YDソリター-T1号輸液	500ml1袋
	YDソリター-T3号G輸液	200ml1袋
	YDソリター-T3号G輸液	500ml1袋
	YDソリター-T3号輸液	200ml1袋
	YDソリター-T3号輸液	500ml1袋
第3部 外用薬		
(あ)	アケアチムローション1% アクロマイシントローチ 15mg アシクロビル3%眼軟膏 アズレンうがい液 4%「TSUJ」 アズレンうがい液 4%「TOAJ」 アレキサール点眼液 0.1%	1%1ml 15mg1錠 3%1g 4%1ml 4%1ml 5mg5ml1瓶
(い)	イドメシニコロークラーム1% イドメシニコローケル1% イドメシニコローケル1% イソドメタシンバツア70mg「Y DJ」	1%1g 1%1g 1%1g 10cm×14cm1枚
(う)	ウレパールローション 10%	10%1g
(え)	エビナスチン塩酸塩点眼液 0.05%「トーフ」	0.05%1ml
(お)	オリアゾ油「日医工」	10ml
(く)	ゲリジールクラーム 0.05%	0.05%1g

	クロルヘキシジングルコン酸塩消 毒液 5%「日医工」	5%10ml
	クロロマイセチン高所用液 5%	50mg1ml
	クロロマイセチン耳科用液 0.5%	5mg1ml
(さ)	サンピロ点眼液 0.5%	0.5%5ml1瓶
	サンピロ点眼液 3%	3%5ml1瓶
(し)	硝酸イソソルビドブテール 40mg 「ダイコク」	40mg1枚
(せ)	セチルピリジニウム塩化物トロー チ 2mg「イワキ」	2mg1錠
(た)	タクロリムス軟膏 0.1%「PPJ」	0.1%1g
(ち)	チニダゾール錠 200mg「FJ」 「センジュ」	200mg1個 0.25%1ml
	チモロールXE点眼液 0.25%	0.25%1ml
	チモロールXE点眼液 0.5%「セ ンジュ」	0.5%1ml
(と)	トスフロ点眼液 0.3%	0.3%1ml
	トルモール配合点眼液「センジ ユ」	1ml
(の)	ノルフロキサシン点眼液 0.3% 「杏林」 ノルフロキサシン 0.3% 1ml点眼 液	0.3%1ml 0.3%1ml
(は)	ハイセチンP軟膏	1g
	※白色ワセリン (東洋製化)	10g
	バスタロンクラーム 20%	20%1g
	バビロックミニ点眼液 0.1%	0.1%0.4ml1個
(ひ)	ヒアロン酸 Na0.4眼粘弾剤 1%HV「センジュ」	1%0.4ml1筒
	ヒアロン酸 Na0.5眼粘弾剤 1%MV「センジュ」	1%0.5ml1筒
	ヒアロン酸 Na0.6眼粘弾剤 1%HV「センジュ」	1%0.6ml1筒
	ヒアロン酸 Na0.6眼粘弾剤 1%MV「センジュ」	1%0.6ml1筒
	ヒアロン酸 Na0.85眼粘弾剤 1%HV「センジュ」	1%0.85ml1筒

	ピマトプロスタ点眼液 0.03% 「SECJ」	0.03%1ml
(ふ)	ブテナフイン塩酸塩液 1%「トー ワ」	1%1ml
	ブテナフイン塩酸塩クラーム 1% 「トーフ」	1%1g
	ブリンゾラミト懸濁性点眼液 1% 「センジュ」	1%1ml
	フルチカゾン点鼻液 50μg「イセ イ」56噴霧用	4.08mg8ml1瓶
	ブロクトセチアル軟膏	1g
	※ブロピレンゲリコール (丸石)	10ml
(へ)	へパリン類似物質外用泡状スプレ ー 0.3%「日本臓器」 へパリン類似物質外用泡状スプレ ー 0.3%「PPJ」	1g 1g
(ほ)	ホスコE-75 ホスコH-15 ホビドソート消毒用液 10% 「NJP」	10g 10g 10%10ml
(ま)	マインクラーム 0.05%	0.05%1g
(も)	モメタゾン点鼻液 50μg「CEOJ」 56噴霧用 モメタゾン点鼻液 50μg「CEOJ」 112噴霧用	5mg10g1瓶 9mg18g1瓶
(や)	ラクリミン点眼液 0.05%	0.05%5ml1瓶
(り)	リボスチン点眼液 0.025% リボスチン点鼻液 0.025mg 112噴 霧用	0.025%1ml 0.025%15ml1瓶
(れ)	レボフロキサシン点眼液 0.5% 「ニトロ」	0.5%1ml
(ろ)	ロキノプロクエンチトリウムテ ア 50mg「タイホウ」 ロキノプロクエンチトリウムテ ア 100mg「タイホウ」 ロメフロソミニムス眼科耳科用液 0.3%	7cm×10cm1枚 10cm×14cm1枚 0.3%0.5ml1個

別表第2

品名	第1部 注射薬	規格単位
F D G スキャン注 (え)		10MBq
フルデオキシゲルコース (®F) 静注「F R I」 (お)		10MBq
無水エタノール注「V T R S」 無水エタノール注「フソ一」 第2部 外用薬		5ml1管 5ml1管
アイノフロ一吸入用 800 p p m (お)		
オラネジン液 1.5% O R 消毒用ア ズリケータ 10 ml		1.5%10ml1管
オラネジン液 1.5% 消毒用アズリ ケータ 10 ml		1.5%10ml1管
オラネジン液 1.5% O R 消毒用ア ズリケータ 25 ml		1.5%25ml1管
オラネジン液 1.5% 消毒用アズリ ケータ 25 ml		1.5%25ml1管
オラネジン液 1.5% O R 消毒用カ ートリツジ 25 ml		1.5%25ml1管
オラネジン消毒液 1.5% オラネジン消毒液 1.5% O R		1.5%10ml 1.5%10ml

第3部 歯科用薬剤

品名	外用薬	規格単位
[根管治療剤] アソモニア銀液 カルピタール キヤナルクリーナー歯科用液 10% クリアエフジ一 クレオトソ サホライド・R C 液 歯科用 3.8% ④ 歯科用アンチホルミン ④ 歯科用ホルムクレゾール「村上」 水酸化カルシウム ④ ネオクリーナー「セキネ」 ペリオドン ホルマリン・グアヤコール F G 「ネオ」 ホルムクレゾール F C 「ネオ」 メトコール [鎮痛・鎮静消毒剤] キヤンフェニツク「ネオ」 クロロフェン サホライド液 歯科用 38% ④ 歯科用カルボール ④ 歯科用フェノール・カンフォル 村上キヤンフェニツク [覆罩剤] ネオグイン		1ml

[軟組織消炎剤]

クオール亜鉛液

④ 歯科用ヨード・グリセリン

ネオグリセロール

ヨードグリコールパスタ「ネオ」

[象牙質知覚過敏鈍麻剤]

F バニツシエ 歯科用 5%

[齲蝕抑制剤]

④ バトラ一 フローデンフオーム A

酸性 2%

④ バトラ一 フローデンフオーム N

④ 弗化ソーダ液

④ 弗化ナトリウム液「ネオ」

④ フルオール液 歯科用 2%

フルオール・ゼリ一 歯科用 2%

2%1g

別表第3

品名	第1部 注射薬	規格単位
(ウ)		
ヒプトロバツク水性懸濁注射用		1瓶(溶解液付)

別表第4

品名	第1部 内服薬	規格単位
(エ)		
テボツクスカプセル 200 mg		200mg1カプセル

第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を次の表の
ように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合</p> <p>一 (略)</p> <p>一 歯科点数表の第二章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールドデンバー症候群(鰓弓異常症を含む。)、鎖骨頭蓋骨異形成、トリーチャ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイーデマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大症、エリス・ヴアングレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダー・ウイリー症候群、顔面裂(横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む。)、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリッペル・トレノネー・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、ステイックラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む。)、骨形成不全症、フリーマン・シエルドン症候群、ルビンスタイン・テイビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群(××症候群、×××症候群及び××××症候群を含む。)、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群、線維性骨異形成症、スター</p>	<p>第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合</p> <p>一 (略)</p> <p>一 歯科点数表の第二章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールドデンバー症候群(鰓弓異常症を含む。)、鎖骨頭蓋骨異形成、トリーチャ・コリンズ症候群、ピエール・ロバン症候群、ダウン症候群、ラッセル・シルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ウイーデマン症候群、顔面半側萎縮症、先天性ミオパチー、筋ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、顔面半側肥大症、エリス・ヴアングレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダー・ウイリー症候群、顔面裂(横顔裂、斜顔裂及び正中顔裂を含む。)、大理石骨病、色素失調症、口腔・顔面・指趾症候群、メビウス症候群、歌舞伎症候群、クリッペル・トレノネー・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、ステイックラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症(クルーゾン症候群及び尖頭合指症を含む。)、骨形成不全症、フリーマン・シエルドン症候群、ルビンスタイン・テイビ症候群、染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症、六歯以上の先天性部分無歯症、CHARGE症候群、マーシャル症候群、成長ホルモン分泌不全性低身長症、ポリエックス症候群(××症候群、×××症候群及び××××症候群を含む。)、リング18症候群、リンパ管腫、全前脳胞症、クラインフェルター症候群、偽性低アルドステロン症、ソトス症候群、線維性骨異形成症、スター</p>

ジ・ウエーバ症候群、ケルビズム、偽性副甲状腺機能低下症、Ekman—Westborg—Julin症候群、常染色体重複症候群、グリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）、巨大静脈奇形（顎部口腔咽頭びまん性病変）、毛髪・鼻・指節症候群（Tricho—Rhino—Phalangeal症候群）、クリツペル・ファイル症候群（先天性顎椎癒合症）、アラジール症候群、高IgE症候群、エーラス・ダンロス症候群、ガードナー症候群（家族性大腸ポリポージス）、原発性低リン血症性くる病、ロイス・ディーツ症候群若しくはその他顎・口腔の先天異常に起因した咬合異常、三歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常又は十八歳未満の患者であつて、連続した三歯以上の先天性欠如歯に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三 (略)

ジ・ウエーバ症候群、ケルビズム、偽性副甲状腺機能低下症、Ekman—Westborg—Julin症候群、常染色体重複症候群、グリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖症）、巨大静脈奇形（顎部口腔咽頭びまん性病変）、毛髪・鼻・指節症候群（Tricho—Rhino—Phalangeal症候群）、クリツペル・ファイル症候群（先天性顎椎癒合症）、アラジール症候群、高IgE症候群、エーラス・ダンロス症候群若しくはガードナー症候群（家族性大腸ポリポージス）若しくはその他顎・口腔の先天異常に起因した咬合異常又は三歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

三 (略)

附則

この告示は、令和八年六月一日から適用する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日から適用する。